

補強工事費のみの申請の場合

申 請 者	市
<p>1. 交付申請書（契約前に申請してください。）</p> <p>①交付申請書（第1号様式） ②耐震工事見積書の写し ③付近見取図（原則 1/2500 以上の地図） ④昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの(次のいずれかの写し) I) 建築確認通知書 II) 固定資産登録事項証明書（家屋） III) 家屋登記簿 ⑤既存の診断結果（耐震診断結果報告書含む）及び配置・平面図 ⑥補強計画の診断結果及び平面図 ⑦静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し ⑧申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書（耐震改修促進税制について要協議） ⑨通知連絡先（設計士等の名称、住所、電話、FAX 等） ※補助額上乘せの場合は更に以下を添付 ⑩高齢者等を証明するもの（写し） I) 65歳以上のみの居住者の証明（年金受給者証、個人番号カード又は運転免許証） II) 身体障害程度等級が1・2級の者（身体障害者手帳） III) 要介護・要支援者（介護保険被保険者証） IV) 知的障害者（療育手帳） V) 精神障害者（精神障害者保険福祉手帳） ⑪家族構成報告書</p>	<p>受理</p>
受領	交付決定通知
<p>契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）</p> <p>2. 変更承認申請書</p> <p>施工箇所及び施工方法の変更、補助金の額の変更の場合</p> <p>①変更承認申請書（第5号様式） ②申請時の書類のうち変更があるもの</p> <p>3. 中止又は廃止の場合</p> <p>①計画廃止（中止）届（第7号様式）（理由を記載）</p>	<p>受理</p>
受領	変更承認通知
<p>事業完了</p> <p>3. 実績報告書 事業完了してから30日以内かつ2月末まで(期限厳守)</p> <p>①事業完了実績報告書（第8号様式）（監理者印要） ②補強工事の領収書等の写し（宛名は申請者として下さい） ③工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時） ④静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し（補強計画作成者と耐震性能の確認者が異なる場合）</p>	<p>受理</p>
受領	確定通知
<p>4. 請求書（第10号様式 確定通知書受領後10日以内）</p> <p>通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）</p>	<p>支払い通知</p>

補強計画費及び工事費の申請をする場合

申請者	市
<p>1. 交付申請書（契約前に申請してください。）</p> <p>① 交付申請書（第1号様式） ② 耐震補強計画策定見積書の写し ③ 耐震工事見積書の写し（概算） ④ 付近見取図（原則 1/2500 以上の地図） ⑤ 耐震診断結果 ⑥ 既存の配置図及び平面図 ⑦ 昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの（次のいずれかの写し） Ⅰ）建築確認通知書 Ⅱ）固定資産登録事項証明書（家屋） Ⅲ）家屋登記簿 ⑧ 申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書（耐震改修促進税制について要協議） ⑨ 通知連絡先（設計士等の名称、住所、電話、FAX 等） ※補助額上乘せの場合は更に以下を添付 ⑩ 高齢者等を証明するもの（写し） Ⅰ）65歳以上のみの居住者の証明（年金受給者証、個人番号カード又は運転免許証） Ⅱ）身体障害程度等級が1・2級の者（身体障害者手帳） Ⅲ）要介護・要支援者（介護保険被保険者証） Ⅳ）知的障害者（療育手帳） Ⅴ）精神障害者（精神障害者保険福祉手帳） ⑪ 家族構成報告書</p>	<p>受理</p>
受領	交付決定通知
<p>契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）</p>	
<p>2. 変更承認申請書（補強計画策定後に申請が必要になります）</p> <p>耐震補強計画策定後の場合</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式） ② 耐震工事見積書の写し ③ 補強計画の診断結果（耐震診断結果報告書含む）及び平面図 ④ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し</p> <p>施工箇所及び施工方法の変更、補助金の額の変更の場合</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式） ② 申請時の書類のうち変更があるもの</p> <p>3. 中止又は廃止の場合 ◎補強計画策定事業は別紙 1-2 へ</p> <p>① 計画廃止（中止）届（第7号様式）（理由を記載）</p>	<p>受理</p>
受領	変更承認通知
<p>事業完了</p>	
<p>3. 実績報告書 事業完了してから30日以内かつ2月末まで(期限厳守)</p> <p>① 事業完了実績報告書（第8号様式）（監理者印要） ② 補強計画策定の領収書等の写し（宛名は申請者として下さい） ③ 補強工事の領収書の写し（宛名は申請者として下さい） ④ 工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時） ⑤ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し（該当者のみ）</p>	<p>受理</p>
受領	確定通知
<p>4. 請求書（第10号様式 確定通知書受領後10日以内） 通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）</p>	<p>支払い通知</p>

2. 木造住宅補強計画策定事業の条件について

高齢者等がやむを得ず耐震補強工事を断念し、耐震補強計画のみ実施する場合、下記の条件を満たす場合に限り、14万4千円を上限に補助します。（交付決定前に耐震補強計画を策定したものは含まない）

高齢者世帯等であること

命を守る対策として、耐震シェルターもしくは防災ベッドを設置するもの

※今後、耐震補強工事に対する補助金の活用はできなくなります。

●変更承認申請時に提出するもの

①変更承認申請書

②申請時のうちその他変更があるもの

●実績報告時に提出するもの

①事業完了実績報告書（第8号様式）（監理者印不要）

②補強計画策定の契約書又は領収書の写し

③耐震補強計画書及び補強後の平面図

④静岡県耐震診断補強相談士の確認を証するものの写し

⑤耐震シェルターもしくは防災ベッドの実績報告書の写し

⑥耐震シェルターもしくは防災ベッドの設置状況が分かる写真